⑶　弁済方法
上記⑵アによる免除後の確定更生債権について、以下のとおり２回に分けて弁済する。
ア　第１回目の弁済
通常の一般更生債権に対する第１回目の弁済として、上記⑵アの免除後の確定更生債権額の16％を、別表６－１記載のとおり、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内の管財人が定める日に弁済する。
イ　第２回目の弁済
通常の一般更生債権に対する第２回目の弁済は、更生会社の全ての資産の換価及び売掛金等の回収が完了し、かつ残務整理が終了した時から３ヶ月以内の管財人が定める日に、下記の要領で行う。
記
①　弁済資金
保有資産換価金等から、共益債権の支払を含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後の金額を弁済資金とする。
②　弁済率
上記弁済資金を、別表６－１記載の確定更生債権の合計額で除して求められる割合。
③　弁済額
別表６－１記載の確定更生債権額に対し、上記弁済率を乗じて求められる金額。
２　少額更生債権
⑴　確定債権
８件　214,246円
別表６－２（少額更生債権）
⑵　弁済方法
確定更生債権全額を、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に弁済する。
第４節　権利の変更及び弁済に関する一般条項（省略）
第４章　共益債権の弁済（省略）
第５章　弁済資金の調達方法及び予想超過収益金の使途（省略）
第６章　担保権の措置（省略）
第７章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
１　更生会社による株式の取得
更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の発行済株式全て（102,606株）を無償で取得する。
２　発行済株式の消却
更生会社は、上記第１項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全てを消却する。
３　資本金の額の減少
⑴　更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少する。
減少する資本金の額　１億円
⑵　効力発生日
資本金の額の減少は、更生計画認可決定日にその効力を生ずる。
４　資本準備金の額の減少
⑴　更生会社は、資本準備金の額を以下のとおり減少する。
減少する資本準備金の額
44億7007万9220円
⑵　効力発生日
資本準備金の額の減少は、更生計画認可決定日にその効力を生ずる。
第２節　募集株式を引き受ける者の募集（新株発行）（省略）
第３節　定款の変更等（省略）
第４節　役員の選任等（省略）
第５節　更生会社の解散及び清算
１　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定の日から１年以内の管財人の指定する日に解散する。ただし、解散の時期については、裁判所の許可を得て、変更することができる。
２　清算人等の選任
更生会社の清算人に以下の者を選任する。
長谷川宅司（管財人、住所：東京都文京区白山四丁目６番13号）
３　清算人の任期
清算人の任期は、清算の結了までとする。
４　清算業務
清算人は、更生計画に基づいて、傘下子会社等の株式の売却、売掛金等の回収その他会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、更生担保権者・更生債権者に対する弁済、その他更生計画の遂行及び会社の清算に必要な業務を行う。
第８章　その他の必要的記載事項について（省略）
別表１－１ないし13（省略）
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２２年（再イ）第２６８号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南２丁目８番22号
再生債務者　吉村　純一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２５９号
福岡市南区屋形原５丁目２番37号
再生債務者　江口　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２５７号
福岡市南区横手２丁目32番26―105号
再生債務者　井手　康弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２号
大分県速見郡日出町大字豊岡6191番地５
再生債務者　笠置　紳司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月４日　大分地方裁判所杵築支部

平成２２年（再イ）第２０号
新潟県上越市木田２丁目14番14号
再生債務者　佐藤　雄希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月４日　新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（再イ）第１４１号
福岡県糸島市高田４丁目26番５―506号
再生債務者　中原　信幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２３６号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1944番地４
再生債務者　今福　隆徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２８６号
福岡県糟屋郡志免町別府３丁目７番18号セジュール・トーB203号
再生債務者　上野　展史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部